



届出等による医療について

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行い、所定の診療報酬を算定しています。

特掲診療料

別添1の「第9」の1の(2)のアに規定する在宅療養支援診療所

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

在宅時医学総合管理料の注14(施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む。)に規定する基準

在宅がん医療総合診療料

がん性疼痛緩和指導管理料

二次性骨折予防継続管理料3

在宅医療情報連携加算

在宅データ提出加算

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5

在宅医療DX情報活用加算2